

今冬における電力需給ひっ迫時の対応方針（案）

平成 27 年 11 月 26 日
三重県エネルギー対策本部

電力会社から発表される電力需給状況に関する情報により、厳しい需給状況が予想される場合及び政府から「電力需給ひっ迫警報」が発令された場合等、電力需給のひっ迫に備え、以下の対応方針を定めておきます。

電力需給逼迫時における県の機関による対応

- 県の機関は、電力会社からの「電力需給状況のお知らせ」により、厳しい需給状況が予想された場合や、政府から電力需給ひっ迫警報が発令された場合には、病院やライフライン、文化施設等を除く県庁舎について、電力会社管内ごとにひっ迫度に応じ、以下の2段階の対応を行うこととします。

【第1段階】 「電力需給のお知らせ」（関西電力）、「電力需給状況のお知らせ」（中部電力）により、厳しい需給状況（使用率95%超過（予備率5%未満））が継続することが予想される時

- ① 空調の設定温度を19℃から18℃とします。
- ② 1台を除き、エレベータを停止します。
- ③ 照明を1/2とします。

【第2段階】 政府から「電力需給ひっ迫警報」が発令
非常に厳しい需給状況（使用率97%超過（予備率3%未満））が継続
することが予想される時

大規模な電源の脱落等により、万が一、電力需給のひっ迫が予想される場合は、停電等を回避するため、政府から事前に「電力需給ひっ迫警報」が発令されることとなっています。

- ① 空調を停止します。（業務にあたって必要最低限のものを除く）
- ② 照明を全て消します。（業務にあたって必要最低限のものを除く）

- 電力需給ひっ迫時には、危機管理統括監をトップとして、『電力需給ひっ迫連絡会』等により、県庁内で情報共有し、直ちに対応することとします。
- 地域機関との情報共有は、各総合庁舎にあっては、総務部（管財課）、その他の単独庁舎にあっては、関係各部が対応することとします。
- 県は【第2段階】の連絡を受けた場合、該当する電力会社管内の市町に情報共有することとします。
- 情報、通信機器等の安定のため、個別の空調システムにより温度等の管理を行っている箇所・施設については、引き続き空調を運転することとします。
- 職員や来庁者等が、健康被害等を起こした場合への対策として、個別の照明や空調システムにより空調運転した部屋等を確保するなど、健康管理に配慮した対応を行います。
- 上記の対応は、12月1日から3月31日までの間の平日、9時から21時（ただし、12月29日～31日は除く）に行うものとします。なお、電力需給の状況に応じて変更することもあります。